

令和4年度 第1回 羽島市文化財審議会 次第

開催日時：令和4年9月26日（月）

午後2時00分～

開催場所：羽島市役所本庁舎3階 302会議室

1. 開会
2. 委嘱書交付
3. 市長あいさつ
4. 会長の選出
5. 報告事項
 - (1) 羽島市文化財の指定等に関する基準について【資料1、資料1別紙】
 - (2) 文化財標柱・説明板について【資料2】
6. 諮問事項
 - (1) 羽島市指定文化財指定（史跡）の可否について（非公開）
【資料3、別紙資料①・②】
7. 閉会

羽島市文化財の指定等に関する基準について

① これまでの経緯

令和2年度第1回 羽島市文化財審議会にて「羽島市文化財の指定等に関する基準（案）」についてご審議いただいた。

いただいたご意見を基に修正をした（資料1別紙のとおり）。

② 羽島市文化財の指定等に関する基準の修正箇所

第5章 羽島市指定史跡・名勝・天然記念物指定基準の「2 名勝」において、羽島市の地理・地形に合わせた項目のみ規定した（修正箇所は赤字部分）。

【羽島市文化財の指定等に関する基準 修正箇所】

2 名勝

(1) 次に掲げるもののうち、市にとって芸術上観賞上価値の高いもの

ア 庭園

イ 花樹、花草、紅葉、緑樹などの^{そう}叢生する場所

ウ 鳥獣、魚虫などの生息する場所

エ 岩石、洞穴

オ 峡谷、^{ばく}瀑布、溪流、深淵

カ 湖沼、湿原、~~浮島、湧泉~~

キ ~~火山~~、温泉

ク ~~山岳、丘陵、高原、平原~~、河川

ケ 展望地点

○羽島市文化財の指定等に関する基準

令和4年3月31日
告示第73号

第1章 羽島市指定有形文化財指定基準

1 建造物の部

次に掲げるもののうち、各時代又は類型の典型となるもの

- (1) 建築物、土木構造物及びその他の工作物のうち市にとって意匠的に優秀なもの
- (2) 技術的に優秀なもの
- (3) 歴史的価値の高いもの
- (4) 学術的価値の高いもの又は流派的若しくは地方的特色において顕著なもの

2 絵画、彫刻の部

- (1) 各時代の遺品のうち製作優秀で、市にとって文化史上貴重なもの
- (2) 市の絵画・彫刻史上特に意義のある資料となるもの
- (3) 題材、品質、形状又は技法等の点で顕著な特異性を示すもの
- (4) 特殊な作者、流派又は地方様式等を代表する顕著なもの
- (5) 渡来品で市の文化にとって特に意義のあるもの

3 工芸品の部

- (1) 各時代の遺品のうち製作が特に優秀なもの
- (2) 市の工芸史上又は文化史上特に貴重なもの
- (3) 形態、品質、技法又は用途等が特異で、市にとって文化史上意義の深いもの
- (4) 渡来品で市の工芸史上に意義深く、密接な関連を有するもの

4 書跡、典籍の部

- (1) 書跡類は、^{しんかん}宸翰、^{じょう}和漢名家筆跡、古筆、墨跡、法帖等で、市の書道史上の代表と認められるもの又は市の文化史上貴重なもの
- (2) 典籍類のうち写本類は、和書、漢籍、仏典及び洋書の原本又はこれに準ずる写本で市の文化史上貴重なもの
- (3) 典籍類のうち版本類は、印刷史上の代表で市の文化史上貴重なもの
- (4) 書跡類、典籍類で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、市にとって学術的価値の高いもの
- (5) 渡来品で市の文化にとって特に意義のあるもの

5 古文書の部

- (1) 古文書類は、市の歴史上重要と認められるもの
- (2) 日記、記録類(絵画、系図類を含む。)は、その原本又はこれに準ずる写本で市の文化史上貴重なもの
- (3) 木簡、印章、金石文等は、記録性が高く、市にとって学術上重要と認められるもの
- (4) 古文書類、日記、記録類等で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、市にとって学術的価値の高いもの
- (5) 渡来品で市の歴史上特に意義のあるもの

6 考古資料の部

- (1) 土器、石器、木器、骨角牙器、玉その他縄文時代及びそれ以前の遺物で市にとって学術的価値の特に高いもの
- (2) ^{たく}銅鐸、^{ほこ}銅剣、銅銚その他弥生時代の遺物で市にとって学術的価値の特に高いもの
- (3) 古墳の出土品その他古墳時代の遺物で市にとって学術的価値の特に高いもの
- (4) ^が宮殿・官衙・寺院跡、墓、経塚等の出土品その他飛鳥・奈良時代以後の遺物で市にとって学術的価値の特に高いもの
- (5) 渡来品で市の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

7 歴史資料の部

- (1) 政治、経済、社会、文化等市の歴史上の各分野における重要な事象に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- (2) 市の歴史上重要な人物に関する遺品のうち学術的価値の特に高いもの
- (3) 市の歴史上重要な事象又は人物に関する遺品で歴史的又は系統的にまとまって伝存し、学術的価値の高いもの
- (4) 渡来品で市の歴史上意義が深く、かつ、学術的価値の特に高いもの

第2章 羽島市指定無形文化財指定基準

1 芸能関係

- (1) 音楽、舞踊、演劇その他の芸能のうち、市にとって歴史上芸術上価値の高いもの
- (2) 前号の芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法で特に優秀なもの

(3) 前2号の芸能又は技法を成立させる上に欠くことのできない重要な技能又技術のうち、当該芸能若しくは技法の表現に伴う技能で優秀なもの又は当該芸能若しくは技法の表現に欠くことのできない用具等の製作、修理等の技術で優秀なものは、当該芸能若しくは技法の一部として、又はこれらとともに指定することができる。

2 工芸技術関係

- (1) 陶芸、染織、^{しつ}漆芸、金工その他の工芸技術のうち、市にとって歴史上芸術上価値のあるもの
 - (2) 有形文化財の修理、模写、模造等の技術又は規矩術等の建築術その他美術に関する技術で特に優秀なもの
- ### 第3章 羽島市指定有形民俗文化財指定基準

1 次に掲げる有形の民俗文化財のうちその形様、製作技法、用法等において市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの

- (1) 衣食住に用いられるもの
衣服、装身具、飲食用具、光熱用具、家事調度、住居等
- (2) 生産、生業に用いられるもの
農具、漁猟具、工匠用具、紡織用具、作業場等
- (3) 交通、運輸、通信に用いられるもの
運搬具、舟車、飛脚用具、関所等
- (4) 交易に用いられるもの
計算具、計量具、看板、鑑札、店舗等
- (5) 社会生活に用いられるもの
贈答用具、警防用具、刑罰用具、若者宿等
- (6) 信仰に用いられるもの
祭祀具、奉納物、法会具、偶像類、呪術用具、社祠等
- (7) 民俗知識に関して用いられるもの
暦類、^{ぼく}卜占用具、医療具、教育施設等
- (8) 民俗芸能、娯楽、遊戯に用いられるもの
衣裳、道具、楽器、面、人形、玩具、舞台等
- (9) 人の一生に関して用いられるもの
産育用具、冠婚葬祭用具、^{うぶ}産屋等
- (10) 年中行事に用いられるもの
正月用具、節供用具、盆用具等

2 有形の民俗文化財の収集でその目的、内容等が、歴史的変遷を示すもの、時代的特色を示すもの、地域的特色を示すもの、技術的特色を示すもの、生活様式の特色を示すもの又は職能の様相を示すもののうち市民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの

3 我が国民以外の人々に係る有形の民俗文化財又はその収集で市民の生活文化との関連上特に重要なもの

第4章 羽島市指定無形民俗文化財指定基準

- 1 次に掲げる風俗慣習のうち市にとって特に重要なもの
 - (1) 由来、内容等において市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
 - (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの
- 2 次に掲げる民俗芸能のうち市にとって特に重要なもの
 - (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
 - (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
 - (3) 地域的特色を示すもの
- 3 次に掲げる民俗技術のうち市にとって特に重要なもの
 - (1) 技術の発生又は成立を示すもの
 - (2) 技術の変遷の過程を示すもの
 - (3) 地域的特色を示すもの

第5章 羽島市指定史跡・名勝・天然記念物指定基準

1 史跡

- (1) 次に掲げるもののうち、市にとって歴史上学術上価値の高いもの
 - ア 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
 - イ 国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
 - ウ 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
 - エ 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
 - オ 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
 - カ 交通・通信施設、治山・治水施設その他経済・生産活動に関する遺跡
 - キ 墳墓及び碑

- ク 旧宅、園地その他特に由緒のある地域の類
- ケ その他の重要な遺跡

2 名勝

(1) 次に掲げるもののうち、市にとって芸術上観賞上価値の高いもの

- ア 庭園
- イ 花樹、花草、紅葉、緑樹などの^{そう}叢生する場所
- ウ 鳥獣、魚虫などの生息する場所
- エ 岩石、洞穴
- オ 峡谷、^{ばく}瀑布、溪流、深淵
- カ 湖沼、湿原
- キ 温泉
- ク 河川
- ケ 展望地点

3 天然記念物

(1) 次に掲げる動物、植物及び鉱物のうち、市にとって学術上価値の高いもので自然を記念するもの

- ア 動物
 - (ア) 著名な動物及び生息地
 - (イ) 自然環境における動物又は動物群衆
 - (ウ) 畜養動物
 - (エ) 家畜以外の動物で海外より移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその生息地
 - (オ) 動物標本
- イ 植物
 - (ア) 名木、巨樹、老樹、^き畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
 - (イ) 原始林、稀有の森林植物相
 - (ウ) 高山植物帯、特殊岩石地植物群落
 - (エ) 原野植物群落
 - (オ) 泥炭形成植物の発生する地域
 - (カ) 洞穴に自生する樹物群落
 - (キ) 地泉、温泉、湖沼、河等の珍奇な水草類、藻類、^も ^{せんたい}蘚苔類、微生物等の生ずる地域
 - (ク) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木

ウ 地質鉱物

- (ア) 岩石、鉱物及び化石産出状態
- (イ) 地層の整合及び不整合
- (ウ) 地層の^{しゅうきよく}褶曲及び衝上
- (エ) 生物の働きによる地質現象
- (オ) 地震断層など地塊運動に関する現象
- (カ) 洞穴
- (キ) 岩石の組織
- (ク) 温泉及びその沈澱物
- (ケ) 風化及び侵蝕に関する現象
- (コ) 氷雪霜の営力による現象
- (サ) 岩石、鉱物及び化石の標本

第6章 羽島市指定無形文化財の保持者又は保持団体の認定基準

1 芸能関係

(1) 保持者

- ア 羽島市指定無形文化財に指定される芸能又は芸能の技法(以下単に「芸能又は技法」という。)を高度に体現できる者
- イ 芸能又は技法を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- ウ 二人以上の者が一体となって芸能又は技法を高度に体現している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

(2) 保持団体

芸能又は技法の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該芸能又は技法を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

2 工芸技術関係

(1) 保持者

- ア 羽島市指定無形文化財に指定される工芸技術(以下単に「工芸技術」という。)を高度に体得している者
- イ 工芸技術を正しく体得し、かつ、これに精通している者
- ウ 二人以上の者が共通の特色を有する工芸技術を高度に体得している場合において、これらの者が構成している団体の構成員

(2) 保持団体

工芸技術の性格上個人的特色が薄く、かつ、当該工芸技術を保持する者が多数いる場合において、これらの者が主たる構成員となっている団体

第7章 記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の基準

1 芸能関係

音楽、舞踊、演劇その他の芸能及びこれらの芸能の成立、構成上重要な要素をなす技法並びにこれらの芸能又はその技法を成立させる上に欠くことのできない技能又は技術のうち市の芸能の変遷の過程を知る上に貴重なもの

2 工芸技術関係

陶芸、染織、漆芸、金工その他の工芸技術及び有形文化財の修理、模写、模造等の技術、規矩術等の建築術その他美術に関する技術のうち市の工芸技術又は美術に関する技術の変遷の過程を知る上に貴重なもの

第8章 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の基準

1 次に掲げる風俗慣習のうち市にとって重要なもの

- (1) 由来、内容等において市民の基盤的な生活文化の特色を示すもので典型的なもの
- (2) 年中行事、祭礼、法会等の中で行われる行事で芸能の基盤を示すもの

2 次に掲げる民俗芸能のうち市にとって重要なもの

- (1) 芸能の発生又は成立を示すもの
- (2) 芸能の変遷の過程を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの

3 次に掲げる民俗技術のうち市にとって重要なもの

- (1) 技術の発生又は成立を示すもの
- (2) 技術の変遷の過程を示すもの
- (3) 地域的特色を示すもの

4 その他の無形の民俗文化財のうち羽島市指定有形民俗文化財の特質を理解するため特に必要なもの

5 我が国民以外の人々に係る無形の民俗文化財で市民の生活文化との関連上特に重要なもの

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

文化財標柱・説明板について

【報告事項概要】

令和3年度中に県重要文化財（有形）所有者より、盗難予防のため文化財標柱・説明板を撤去したい旨の話があった。

以下の根拠法令から文化財は、「関係者の所有権・財産権を尊重しつつ、文化的活用を図るため公開するべきもの」と解釈できる。

このため、盗難予防を理由に文化財標柱・説明板を撤去することは、文化財保護法及び岐阜県文化財保護条例の趣旨に沿わないと考えられる。

以下、根拠法令抜粋

①文化財保護法【抜粋】

(昭和二十五年五月三十日)

(法律第二百十四号)

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

略

(国民、所有者等の心構)

第四条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

②岐阜県文化財保護条例【抜粋】

(昭和二十九年九月八日)

(条例第三十七号)

略

(財産権等の尊重及び他の公益との調整)

第二条の二 知事は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。